

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	宜野湾市 児童福祉法による障害児通所給付費の支給等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宜野湾市は、児童福祉法による障害児通所給付費の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

沖縄県宜野湾市長

公表日

令和7年2月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による障害児通所給付費の支給等に関する事務
②事務の概要	児童福祉法に基づき、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に関して、必要な範囲で個人情報収集し、保護者の負担能力に応じて自己負担額を決定し給付費を支給する。 番号法の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ・障害児に関する各通所給付費及び通所医療費にかかる申請等の受付、給付費の決定及び支給
③システムの名称	障害者総合支援システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 障害者総合支援情報ファイル 2. 宛名管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項(別表9の項) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第8条 ・宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、80、144、155の項 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2 1の項 【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、15、16の項 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2 1の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宜野湾市 福祉推進部 障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 総務部 総務課 総務係 情報公開担当 電話番号098-893-4402
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 福祉推進部 障がい福祉課 電話番号098-893-4648
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、いずれの局面においても複数人で確認を行っており、人為的ミスが発生するリスクへの対応は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取扱う事務取扱者に対して、毎年e-ラーニング等の研修を受講させ、未受講者がいる場合は、再受講の機会を付与する等の対応を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月25日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の8項	・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第9条第1項(別 表第一項番8) ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令第8条	事後	
平成29年8月25日	4.情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の事務 (別表第二における情報提供の根拠) 項番 16、56の2、116 (別表第二における情報照会の根拠) 項番 10、11、12	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の項番16、56 の2、 116 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第12条、第30条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の項番10、 11、12 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第9条、第10条、第10条 の2	事後	
平成29年8月25日	5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長	障がい福祉課長	障がい福祉課長 宮良 弘美	事後	
平成29年8月25日	しきい値判断結果 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年8月25日	しきい値判断結果 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	しきい値判断結果 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	しきい値判断結果 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の項番16、56の2、116 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第30条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の項番10、11、12 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第10条、第10条の2	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の項番16、56の2、116 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第30条、第59条の2 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の項番10、11、12 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第10条、第10条の2	事後	
平成30年5月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障がい福祉課長 宮良 弘美	障がい福祉課長	事後	
平成31年4月1日	しきい値判断結果 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	しきい値判断結果 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	リスクIV対策	なし	新規追加(新様式への変更による記載事項の追加)	事後	
令和2年4月1日	しきい値判断結果 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	しきい値判断結果 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断結果 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断結果 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項（別表第一項番8） ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条	・番号法第9条第1項（別表9の項） ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第8条 ・宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、2項	事後	
令和7年2月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の項番16、56の2、116 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第30条、第59条の2 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の項番10、11、12 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第10条、第10条の2	【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、80、144、155の項 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2 1の項 【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、15、16の項 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2 1の項	事後	
令和7年2月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	電話番号記載なし	電話番号098-893-4402	事後	
令和7年2月7日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	電話番号記載なし	電話番号098-893-4648	事後	
令和7年2月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年2月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年2月7日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	なし	新規追加（新様式への変更による記載事項の追加）	事後	
令和7年2月7日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	新規追加（新様式への変更による記載事項の追加）	事後	